



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドをレポートします

## 【特集】定年再雇用の判断基準

労働契約法の改正（無期雇用転換権の申込制度）から5年以上が過ぎました。雇止めをめぐり企業と労働者のトラブルが頻発しています。とくに定年退職者の再雇用の判断基準は、同一労働同一賃金や高年齢者雇用安定法の要素も絡んで複雑化しているようです。

適正な再雇用制度はどのように設定、運用していけばよいか検討します。

### ① 公平な再雇用基準で運用

対象者によって再雇用の判断基準が甘くなったり、辛くなったりすると、基準の有効性が疑われます。

### ② 問題行為は注意指導

定年前の問題行為について指摘がなければ黙認していたとされ、再雇用の判断のとき、査定事項に採用できないことがあります。

### ③ 具体的な根拠で査定

再雇用認否の判断材料は、具体的な評価項目を設定して、主観的評価を避けることが重要です。

### ④ 不正確な言動は厳禁

「よほど問題がなければ再雇用する」等の期待感を持たせる言動はトラブルの原因になります。

### ⑤ 評価期間を明確に

就業規則等で定める評価期間以外の期間における査定要素は原則対象にはできません。

### ⑥ 有効な査定事項を採用

再雇用の査定の際、過去の懲戒処分を問題視するのであれば、その処分自体が適正に運用されたか確認する必要があります。

【関連する判例】①クリスタル観光バス事件 ②東京大学出版会事件 ③津田電気計器事件、日本郵便事件 ④学校法人尚美学園事件 ⑤エゴニック・ジャパン事件 ⑥学校法人南山事件

## ！ ここがポイント

### ● 第2種認定制度の活用

定年再雇用された労働者について、**労働局の認定（第2種認定）を受けると、無期転換申込権が発生しないとする特例**があります。（有期特措法）

再雇用後、嘱託契約として5年が経つと無期雇用転換申込権を有することになるため、対応策として認定を取得する企業も少なくありません。

定年再雇用  
(60歳)

5年

無期転換  
(65歳)

労働局認定  
(対象外)

## 労務Room Q & A

### Q

定年退職が認められず継続雇用となった場合、会社は定年前と同じ条件で再雇用しなければならないのですか？

### A

裁判等で定年退職が不当と判断された場合でも**事前に労働条件が明示されていない限り、定年前と異なる労働条件を提示することは可能と考えられています。**

新しい労働条件が合意に達しなければ、金銭解決等の方法を模索することになります。

# 【知るも、知らぬも】 今月のトピックス

## 「放浪の民」が映す雇用社会

映画「ノマドランド」を観ました。

夫の死、勤務先の倒産をきっかけにキャンピングカーで季節労働者として生きていく妻の物語です。このような働き方を「ノマドワーカー」といいます。時間や場所に縛られず自由に働く人のことを示しますが、作品中では「放浪の民」と呼んでいます。

思い出したのが「兼業・副業」の問題です。

近年のダブルワーカーの増加を受けて、厚生労働省は平成30年1月に「兼業・副業の促進に関するガイドライン」を発表しました。

それまで「厚労省・モデル就業規則」に記載していた「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という文言を削除して、兼業・副業に関する規定を新設しました。

政府の方針として大きく舵を切ったということですが実態はどうでしょうか。

ある統計調査によると、兼業・副業の従事者の多くは低所得層に集中しています。

自ら望んだ働き方というよりは、必要に迫られて選択している側面がうかがえます。

すべての労働者が「放浪の民」となったとき、日本の雇用社会はどうなるのでしょうか。

いまは心配な気持ちが強いです。杞憂だとよいのですが。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

鮎 : アユ

6月になると各地で鮎釣り解禁のニュースが飛び込んできます。

心待ちにしている太公望も多いと思います。

初夏を告げる“清流の女王”は、やはり塩焼き。「串打ち」に挑んだことがありましたが、流線型の魚体が波打つようにはなりません。

神功皇后が戦勝祈願の占いにアユを釣った伝説から漢字が充てられた説が有力ですが、その旨さは占うまでもありません。

お腹はすでに

「Are You (鮎) Ready」の状態です。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



大阪・適塾（緒方洪庵旧宅）

## 発行

### みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

Mail : [mikura@mikura-sr.com](mailto:mikura@mikura-sr.com)

個人情報の保護に敏感です



S R P II  
認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者